

5 戸建て住宅等耐震化支援事業

区内にある一定の基準を満たす戸建て住宅等について、耐震化に関する相談対応を行うアドバイザーを無料で派遣します。
また、一定の基準を満たす木造住宅について、区が技術者を派遣し、無料で耐震診断を行います。

①戸建て住宅等耐震アドバイザー派遣

戸建て住宅等の耐震化に関する悩みや不安を抱える個人に対し、相談対応や耐震化の進め方に関する助言等を行う、一級建築士の資格を有する専門家を、戸建て住宅等耐震アドバイザーとして無料で派遣します。

当事業は、申請が予算額に達した場合、受付を終了いたします。

申請の前にお問い合わせください。

港区役所 6階 建築課 構造・耐震化推進係

TEL 03-3578-2295, 2296, 2845, 2866

●対象となる建築物

1	個人が所有する区内に存する住宅であること。
2	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した戸建て住宅又は長屋（2戸以内）であること。
3	昭和56年6月1日以降、平成12年5月31日までに建築確認を受けて建築した木造2階建て以下の戸建て住宅又は長屋（2戸以内）であること。

●申込対象

- ・対象となる建築物の所有者又は居住者（個人に限る）

●アドバイザー業務内容

- ・住宅の目視調査及び耐震化に関する相談対応
- ・耐震診断又は耐震改修に向けた技術的な助言

●派遣内容

派遣の費用	無料（すべて区で負担）
派遣の回数	年度にかかわらず同一建築物につき合計3回までが限度

●申請に必要な書類

1	戸建て住宅等耐震アドバイザー派遣申請書（第7号様式）
2	所有者であることが確認できる書類（固定資産税納税通知書（写し）、登記事項証明書（全部事項証明書）等）[申請者が所有者の場合]
3	住民票の写し [申請者が居住者の場合]
4	当該建築物の現況写真

※申請書に記載する、利用したい日時の希望日は、申請日から2週間以降の日付にしてください（土・日曜日も対応可能）。

●申請内容の変更

申請の内容に変更が生じたときは、事前に建築課構造・耐震化推進係にお問合せの上、戸建て住宅等耐震アドバイザー派遣申請内容変更届（第8号様式）を提出してください。

●取りやめの届出

派遣の決定通知を受けた後、事情により派遣の利用を取りやめるときは、戸建て住宅等耐震アドバイザー派遣利用取りやめ届（11号様式）を提出してください。

●手続きの流れ

